

A wide-angle, high-angle shot of a modern, multi-story library. The architecture features white walls and railings, and blue modular couches are placed in open spaces between the floors. Bookshelves are built into the walls on every level. Several people are visible: a woman on a phone on the top floor, a person sitting on a couch in the middle, and two people walking on the bottom floor. The lighting is bright and even.

各地の実施工事例の紹介

2020年10月 こども宅食応援団

方向性		社協による”出張る”総合支援	専門的支援へのつなぎ強化	民間活用で多数の家庭と接点創出	地域の多職種連携の強化
地域	場所	農業が盛んな九州 A町	西日本の中核市 B市	中部地方の中核市 C市	中国地方 D市
	人口	5万人以下 / 100km ²	50万人以下 / 400km ²	50万人以下 / 200km ²	20万人以下 / 300km ²
体制 座組み	事務局	社会福祉協議会(社会福祉法人)	県ひとり親家庭等自立促進センターを運営する一般社団法人	事務局:自治体(児童福祉法所管部局) 実施主体: 地域で無償の学習支援の実績のあるNPOなど民間団体(3団体)	子ども食堂・学習支援を運営する民間団体(事務局 小児クリニック)
	その他の連携先	ボランティア、無料学習塾など	食品確保:企業・生協等 相談/支援:各専門家(一番下で詳述)		情報収集の連携先:教育委員会や園・学校、子ども食堂事業の推進コーディネーターなど
事業 概要	対象条件	支援対象児童／自治体が見守りを必要と判断した子ども	支援対象児童／自治体が見守りを必要と判断した子ども	支援対象児童／自治体が見守りを必要と判断した子ども／生活保護世帯	支援対象児童／自治体・民間団体が見守りを必要と判断した家庭
	対象数	約70世帯	約50世帯	児童数 約200人 (世帯人数で 720名程度)の計画	当初は50-60世帯を想定
	配送頻度・訪問員	社協スタッフ・ボランティアが月1回 宅食	相談員等が食品等を持参し、月1回 居宅を訪問	NPOのスタッフ・ボランティアが週1回 お弁当配達	クリニックの専門職・食堂スタッフが週1-2回 宅食+弁当の提供
	配送品	購入品+地元農家・企業等からの寄付(米や野菜・調味料など)	購入品+企業・生協等からの寄付(米・野菜・保存食品など)	地元飲食店などが準備した お弁当	購入品+地元農家・企業等からの米や野菜、および、弁当・食事
	その他の活動	生活習慣支援、子ども食堂、無料学習塾(週1回)	居場所型事業での専門的相談	—	生活習慣支援、学習室(週1回)
	予算規模	約500万円	約800万円	約2,000万円 (上限813万円×3団体)	約800万円
	利用開始	町役場や保健師からチラシ配布。申込み後、社協相談員が顔合わせ。	行政・民間団体から各々つながっている家庭に利用意向を確認	行政から対象家庭に事業を案内。家庭から行政に申し込み。	行政・民間団体から各々つながっている家庭に利用意向を確認
実施 方法	関係性構築	毎月同じ訪問員が宅食を実施、徐々に挨拶・相談する関係に。	食品提供は訪問のきっかけや関係構築の手段の一つ	毎週子どもに手渡しで配達。回数を重ねて信頼関係を築く。	宅食・食堂・学習支援などを対象家庭に合わせ柔軟に活用
	ICTの活用	申込み～普段のやり取りに LINE活用	LINEや電話でのやりとりや相談も可能	(LINEなどの活用を検討中)	LINEや電話でのやりとりや相談も可能
	支援へのつなぎ	町役場の 福祉課 社会福祉係・児童福祉 、高齢者支援課、保健課 等	自治体の他、弁護士・医師・相談員(精神保健福祉士)等の 専門家	見守りの様子は行政に報告の上、緊急時には総合的な相談/支援を行う機関が対応	見守りの様子は行政に報告の上、必要に応じケース会議を実施。



事業実施上のポイント

全国の団体のヒアリングから見えてきたこと

2020年10月 こども宅食応援団

本日の解説の流れ

1

事前準備 特に重要な2つの課題

2

事業実施 5つのプロセスに分けて

3

補足:個人情報について



事前準備: 事業を設計する

事業設計上の論点

こども宅食応援団が関わっている全国の実施団体に対してヒアリングをしたところ、主に以下の2点が事業実施を検討する上で重要な論点になっていることがわかった。

論点①

対象世帯をどのように設定するか？

- 各自治体が実施している既存の取り組みとどのように整合を取るか？
- 限られた予算の中で、誰の見守りを強化すべきなのか？
- 対象世帯の選定について、公平性をもたせることができるか？

論点②

どのような規模、体制で実行するか？

- 地域の中でどの団体が事務局を担うのか？
- 地域の支援関係者とどのように連携していくのか？
(要対協、こども家庭支援センター、社協そなど)

①対象世帯

本事業の対象は？

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子どもだけではなく、地域社会から孤立しがちな子育て家庭や妊娠や子育てに不安感を持つ家庭等の子どもや妊婦も含まれます。

(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課「支援対象児童等見守り強化事業の実施に係る自治体向けQ&Aについて」より)



質問1

本事業の対象にはどのような子ども等が含まれるのか？

00:532

00:534

①対象世帯

各地の要項案を比較すると、大別して、2つの方向性での実施を検討している。

目的	地域での子育て世帯の見守りの強化	
方向性	A. 頸在層の見守り活動を強化する	B. 一定の類型世帯の実態把握を行う
アプローチ	すでに行政や民間団体が課題を把握していて、宅食を実施することで、状況を把握する機会を増やし、支援につなぐ機会につなげる。	経済困難等以外の、課題の詳細が見えづらい、つながりが弱い家庭に対して宅食を実施して、家庭の実情や変化を把握する。
家庭の状況	すでに主となる課題は把握されている	<u>所得・ひとり親などの一定条件以外の個別の課題・変化は把握しづらい</u>
対象家庭	<ul style="list-style-type: none">支援対象児童のいる家庭自治体や民間が把握した家庭の情報をもとに、見守りが必要と判断した家庭	<ul style="list-style-type: none">○○手当受給世帯 ※リスクが低い家庭から高い家庭まで混在しているが、詳細が把握できていない

①対象世帯

対象世帯については各自治体の考え方に基づいて、組み合わせて実施している。

方向性	A. 頸在層の見守り活動を強化する	B. 一定の類型世帯の実態把握を行う
対象家庭	支援対象児童のいる家庭	自治体や民間が 把握した家庭の情報をもとに、見守りが必要と判断した家庭
家庭状況	すでに主となる課題は把握されている	すでに主となる課題は把握されている <u>所得・ひとり親などの一定条件以外の個別の課題・変化は把握しづらい</u>
A町 見守り強化事業 (70世帯)	✓(一部)	✓
C市 見守り強化事業 (240世帯)	✓(一部)	✓
文京区 ※こども宅食事業 (600世帯超)	—	—  (児童扶養手当、就学援助、生活保護)

よくある質問

本事業の対象となりうる家庭が管内に数多く存在する一方で、事業の担い手が乏しい等の状況であり、**管内一律の事業の実施が難しいため、公平性確保の観点から、事業の実施が難しい**

(答)

- 1 厚生労働省が定めている実施要綱では、事業内容の大枠は示されておりますが、事業の実施にあたり、各自治体においては、地域の事情に応じ、柔軟な対応が可能となっております。
- 2 事業の内容に関しては、必須とされている事業内容は、子ども等の状況の把握であり、宅食等食事の提供、生活指導や学習支援は必要に応じて実施することとされています。そのため、事業の実施の検討に当たっては、必ずしも宅食等、生活指導や学習支援の実施を前提にする必要はありません。
- 3 また、事業の形態に関しては、**管内の一部または対象者の一部でモデル的に実施という方法も考えられます**ので、地域の実情に応じた柔軟な実施をご検討いただきたいと考えています。

②体制・予算

		社協による”出張る”総合支援	専門的支援へのつなぎ強化	民間活用で多数の家庭と接点創出	地域の多職種連携の強化
地域	場所	農業が盛んな九州 A町	西日本の中核市 B市	中部地方の中核市 C市	中国地方 D市
	人口	5万人以下 / 100km ²	50万人以下 / 400km ²	50万人以下 / 200km ²	20万人以下 / 300km ²
体制 座組み	事務局	社会福祉協議会（社会福祉法人）	県ひとり親家庭等自立促進センターを運営する一般社団法人	事務局：自治体(児童福祉法所管部局) 実施主体： 地域で無償の学習支援の実績のあるNPOなど民間団体（3団体）	子ども食堂・学習支援を運営する民間団体（事務局小児クリニック）
	その他の連携先	ボランティア、無料学習塾など	食品確保：企業・生協等 相談/支援：各専門家（一番下で詳述）		情報収集の連携先：教育委員会や園・学校、子ども食堂事業の推進コーディネーターなど
事業 概要	対象条件	支援対象児童／自治体が見守りを必要と判断した子ども	支援対象児童／自治体が見守りを必要と判断した子ども	支援対象児童／自治体が見守りを必要と判断した子ども／生活保護世帯	支援対象児童／自治体・民間団体が見守りを必要と判断した家庭
	対象数	約70世帯	約50世帯	児童数 約200人 (世帯人数で720名程度) の計画	当初は50-60世帯を想定
	配達頻度・訪問員	社協スタッフ・ボランティアが月1回 宅食	相談員等が食品等を持参し、月1回 居宅を訪問	NPOのスタッフ・ボランティアが週1回 お弁当配達	クリニックの専門職・食堂スタッフが週1-2回 宅食+弁当の提供
	配送品	購入品+地元農家・企業等からの寄付（米や野菜・調味料など）	購入品+企業・生協等からの寄付（米・野菜・保存食品など）	地元飲食店などが準備したお弁当	購入品+地元農家・企業等からの米や野菜、および、弁当・食事
	その他の活動	生活習慣支援、子ども食堂、無料学習塾（週1回）	居場所型事業での専門的相談	—	生活習慣支援、学習室（週1回）
	予算規模	約500万円	約800万円	約2,000万円 (上限813万円×3団体)	約800万円
実施 方法	利用開始	町役場や保健師からチラシ配布。申込み後、社協相談員が顔合わせ。	行政・民間団体から各々つながっている家庭に利用意向を確認	行政から対象家庭に事業を案内。家庭から行政に申し込み。	行政・民間団体から各々つながっている家庭に利用意向を確認
	関係性構築	毎月同じ訪問員が宅食を実施、徐々に挨拶・相談する関係に。	食品提供は訪問のきっかけや関係構築の手段の一つ	毎週子どもに手渡して配達。回数を重ねて信頼関係を築く。	宅食・食堂・学習支援などを対象家庭に合わせ柔軟に活用
	ICTの活用	申込み～普段のやり取りにLINE活用	LINEや電話でのやりとりや相談も可能	(LINEなどの活用を検討中)	LINEや電話でのやりとりや相談も可能
	支援へのつなぎ	町役場の福祉課 社会福祉係・児童福祉係、高齢者支援課、保健課等	自治体の他、弁護士・医師・相談員（精神保健福祉士）等の専門家	見守りの様子は行政に報告の上、緊急時には総合的な相談/支援を行う機関が対応	見守りの様子は行政に報告の上、必要に応じケース会議を実施。

②体制・予算

事業実施の規模と体制

ボランティア等地域の社会資源を活用しつつ、**地域でできる範囲で事業設計**をしている。

	A町(人口:2.5万人)	C市(人口:40万人)
実施主体	A町社会福祉協議会	地域のNPO等(3団体起用)
対象数	70世帯(世帯人数230人想定)	240人(世帯人数720人想定)
総予算額	1団体で 515万円	3団体で 約 2,000万円 *
事務局経費	259万円(専任職員+パート)	461万円 *
食品購入費	84万円 (宅食は月1回) ※地元の農家や食品企業からの寄付が大量に	1,152万円 * 1食あたり500円のお弁当を毎週宅食
訪問関連費用	5万円 (宅食は月1回) ※ボランティアは全員無償・自家用車利用	384万円 *
その他経費	167万円 (週1回の無料学習塾運営料／食糧庫など)	-

(*)食事の調製に係る経費 /食事の配達に係る経費 /それ以外の経費の限度額をもとに「児童 240人・世帯720人」(32週実施)と仮置しフローレンスで独自に算出。

②体制・予算

実施する活動の内容

食品・食事の提供を伴う見守りに加え、**地域の他の支援リソースを活かし自由に設計**している。

※委託費用の範囲内で行うもの：

	食支援	日常生活支援	学習支援	その他
A町・E市	○	○ (適宜)	○	-
C市	○ (お弁当配達 毎週)	-	▲ (他事業につなぐ)	-
D町	○	○	○	○ 専門相談 (適宜)
B市・F町	○	○ (適宜)	▲ (他事業につなぐ)	-

よくある質問

- 厚労省QAより：補助基準額の「1か所当たり」とは何を指すのか。
→1か所当たりとは、1民間団体等を指します。
- **人口規模の大きい自治体は複数の団体を起用**することも可能：
 - 京都市・・・複数団体起用前提で、8千万円で予算計上
 - 前頁C市・・・3団体、約2千万円で予算計上
- また、**1つの市町で複数団体が異なる種類の見守り活動を実施**する場合、各々の団体で申請している場合もある：
 - 詳細要綱比較表のE町・・・800万程度×3団体 + 500万程度×1団体

事業実施:5つのプロセス



こども宅食事業の実施プロセス



周知、申込み		食品の配達	関係性構築	状況把握、見守り	専門的支援へのつなぎ
方向性		社協による”出張る”総合支援	専門的支援へのつなぎ強化	民間活用で多数の家庭と接点創出	地域の多職種連携の強化
地域	場所	農業が盛んな九州 A町	西日本の中核市 B市	中部地方の中核市 C市	中国地方 D市
	人口	5万人以下 / 100km ²	50万人以下 / 400km ²	50万人以下 / 200km ²	20万人以下 / 300km ²
体制 座組み	事務局	社会福祉協議会 （社会福祉法人）		県ひとり親家庭等自立促進センター を運営する一般社団法人	
	その他の連携先	ボランティア、無料学習塾など		食品確保：企業・生協等 相談/支援：各専門家（一番下で詳述）	
事業 概要	対象条件	支援対象児童／自治体が見守りを必要と判断した子ども	支援対象児童／自治体が見守りを必要と判断した子ども	支援対象児童／自治体が見守りを必要と判断した子ども／生活保護世帯	支援対象児童／自治体・民間団体が見守りを必要と判断した家庭
	対象数	約70世帯	約50世帯	児童数 約200人 (世帯人数で720名程度) の計画	当初は50-60世帯を想定
	配送頻度・訪問員	社協スタッフ・ボランティアが月1回 宅食	相談員等が食品等を持参し、月1回 居宅を訪問	NPOのスタッフ・ボランティアが週1回 お弁当配達	クリニックの専門職・食堂スタッフが週1-2回 宅食+弁当の提供
	配送品	購入品+地元農家・企業等からの寄付（米や野菜・調味料など）	購入品+企業・生協等からの寄付（米・野菜・保存食品など）	地元飲食店などが準備したお弁当	購入品+地元農家・企業等からの米や野菜、および、弁当・食事
	その他の活動	生活習慣支援、子ども食堂、無料学習塾（週1回）	居場所型事業での専門的相談	—	生活習慣支援、学習室（週1回）
	予算規模	約500万円	約800万円	約2,000万円 (上限813万円×3回)	約800万円
実施 方法	利用開始	町役場や保健師からチラシ配布。申込み後、社協相談員が顔合わせ。	行政・民間団体から各々つながっている家庭に利用意向を確認	行政から対象家庭に事業を案内。 家庭から行政に申し込み。	行政・民間団体から各々つながっている家庭に利用意向を確認
	関係性構築	毎月同じ訪問員がも良を実施、徐々に挨拶・相談する関係に。	長期提供は訪問のさつきかけや 関係構築の手段の一つ	毎週子どもに面接して記録。回数を重ねて信頼関係を築く。	も良・良至・子育支援などを対象家庭に合わせ柔軟に活用
	ICTの活用	申込み～普段のやり取りにLINE活用	LINEや電話でのやりとりや相談も可能	(LINEなどの活用を検討中)	LINEや電話でのやりとりや相談も可能
	支援へのつなぎ	町役場の 福祉課 社会福祉係・児童福祉係 、高齢者支援課、保健課等	自治体の他、弁護士・医師・相談員（精神保健福祉士）等の専門家	見守りの様子は行政に報告の上、緊急時には総合的な相談/支援を行う機関が対応	見守りの様子は行政に報告の上、必要に応じケース会議を実施。

対象家庭にはどのようにアプローチするべきか？

①支援を受けているのを周囲に知られたくない

- ・窓口ではなく、LINE・メール・郵送など、人に知られずに申し込めるようにする

②「自分より困っている人がいる」と思うので、自分が対象だと思わない

- ・対象家庭に直接チラシやメール、声掛けなどで案内を届けるようにする

③身体的に忙しい／精神的に余裕がない中で、申し込むこと自体のハードルが高い

- ・申し込み時に必要な情報を最小限にして、最初のハードルを下げる。
- ・申込みの受付時間に制限を設けない（24時間受け付けられるようにする）

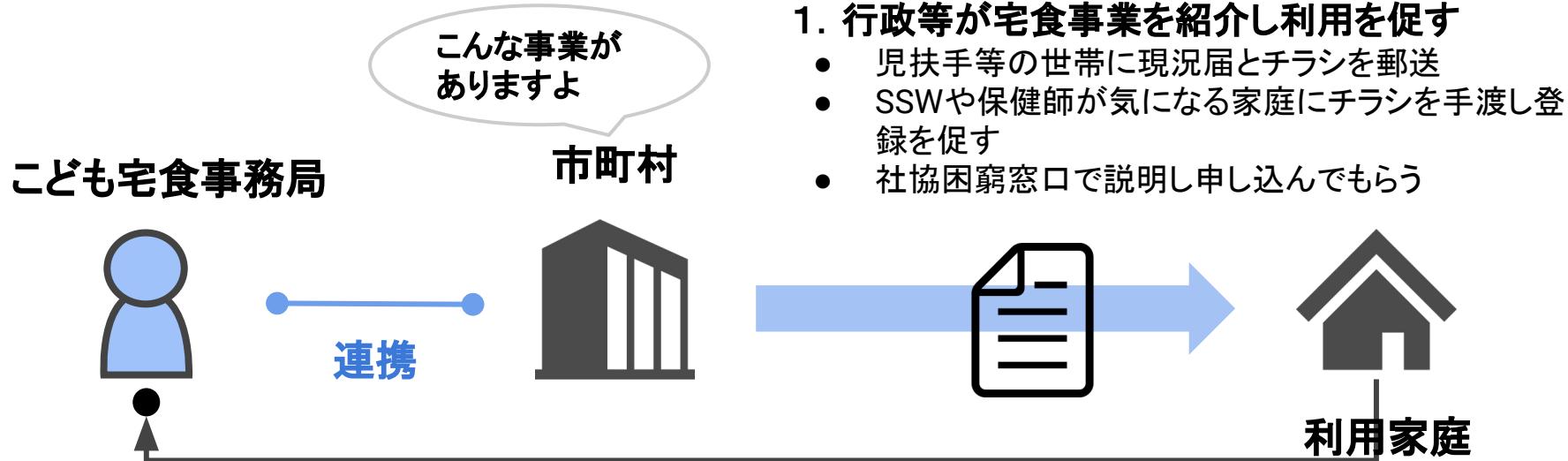
④支援をうけること自体に抵抗がある

- ・「困窮している」「支援が必要」といった言葉を使わない。
- ・デザインを最大限活用して、気軽に申し込めるメッセージを届ける

現況届送付封筒に申込みチラシを同封することで、
対象世帯である児童扶養手当及び就学援助受給世帯にアプローチしている。
**対象世帯が、自らが対象世帯であることが明確にわかり、
周囲に知られずに、LINEで簡単に申し込めるため、利用しやすい。**



いろいろな窓口で気づいた「気になる家庭」に申し込みを促すことで、
見落とされる家庭を減らすとともに、個人情報の問題もクリアできる。



2. LINEやメール・電話で
申し込み(名前・住所など)

氏名、住所、メールアドレス、電話番号を入力するだけ、手間・負担が少ない。
LINEを使えば、窓口の時間外でも申し込めるため利用しやすい。



ご利用のお申込み

以下のフォームにご入力いただき送信ください。
担当よりご入力のメールアドレス宛にご利用についてご連絡させていただきます。

お名前

三股 どう哉

フリガナ

ミタ ドウゾウ

ご住所

三股町神山3064番地5

電話番号

090-1234-5678

メールアドレス

contact@mimata-douzo.com

お申込み理由

生活が大変と感じる理由はなんですか。

送信内容確認

・みまたん宅食どうぞ便のしくみ・



1. 寄付や食品が集まる

町民や企業から集まった地元の食材をストックしています。



2. スマホから申込み

窓口に来ていただいたり書類を書くなどの必要はありません。スマート、パソコンからお申込みできます。

*申込後、コーディネーターから簡単な聞き取りはございます。



3. お届け

毎月（指定日）ご自宅までボランティアがお届けします。



4. つながる

子育ては一筋縄ではいかないもの。子育て経験のあるボランティアが相談を受けます。一緒に子育てしましょう。



LINE@
みまたん宅食どうぞ便

右のQRコードを読み取るか、ID検索をして友だち登録してください。
スマートフォンでご覧の方は「友だち追加」をクリックしてください。
毎月の活動の配信のほか、ご質問等も受け付けております(^^)

ID @ejr1274q

LINE 友だち追加



チラシなどは、わかりやすく、気軽に申し込んでもらえるようなデザインにしている地域も多い。



食品を確保してから配送するまで、具体的にどのようにやっているのか？

- 地域によって規模や座組み、プレイヤーが異なるため、様々なやり方があります。
- 補助金で購入する以外にも、農家などからの**寄付食品**を活用する工夫も。
- 「調理が不得意」「野菜が不足している」など家庭の状況も勘案して届けるものやレシピ同封などの工夫をしている。
 - 食材だけでなく、すぐに食べられるお弁当を配る地域もあります。
- 配送型については大きく分けて、**相談員やボランティアが届ける・配送業者が届ける**の2つがあります。

農家の野菜や、地元食品企業の寄付食品(シーズン切り替え余剰品など)も有効活用

事務局が、農家等に寄付食品の集荷に回り、作業所へ運ぶ



宅食日当日、作業所にボランティアが集まり、梱包作業



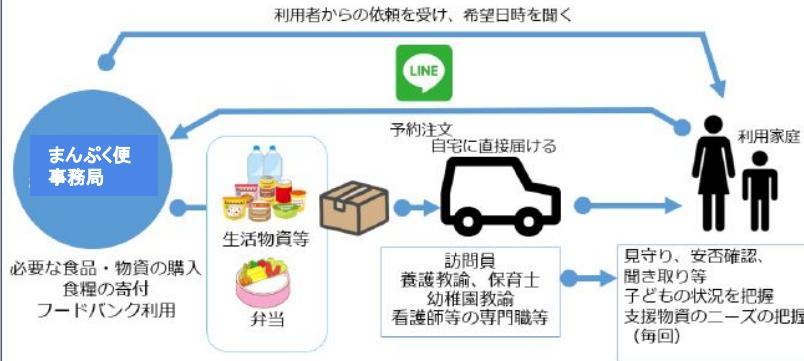
ボランティアが家庭にお届け



LINEを使って日時を確認、きちんと手渡しできるように工夫を。 小児科と連携し、**保育士や看護師などの専門職も手渡しスタッフとして見守り**

①自宅に届ける

食事・食糧等から提供までの流れ（届ける）



② XX所 で受け取り

食事・食糧等から提供までの流れ（配布）



- ・自宅に届けるか、XX所に受け取りに来る
- ・受け渡しの際に、子どもの様子や家庭の様子を確認

※受け取りの際は、原則子どもと一緒に

（子どもの様子が確認できな場合は、改めてタブレットでビデオ通話を行う）

こども
宅食

東京都文京区(約630世帯)
京都府京都市(伏見区トライアル)(約120世帯)

配送型

規模の大きな都市では梱包や配送を物流業者に委託することもある。
高齢者の見守り配送を手掛けるココネット(株)は、研修を受けたスタッフが手渡しで宅食



こども
“宅所”

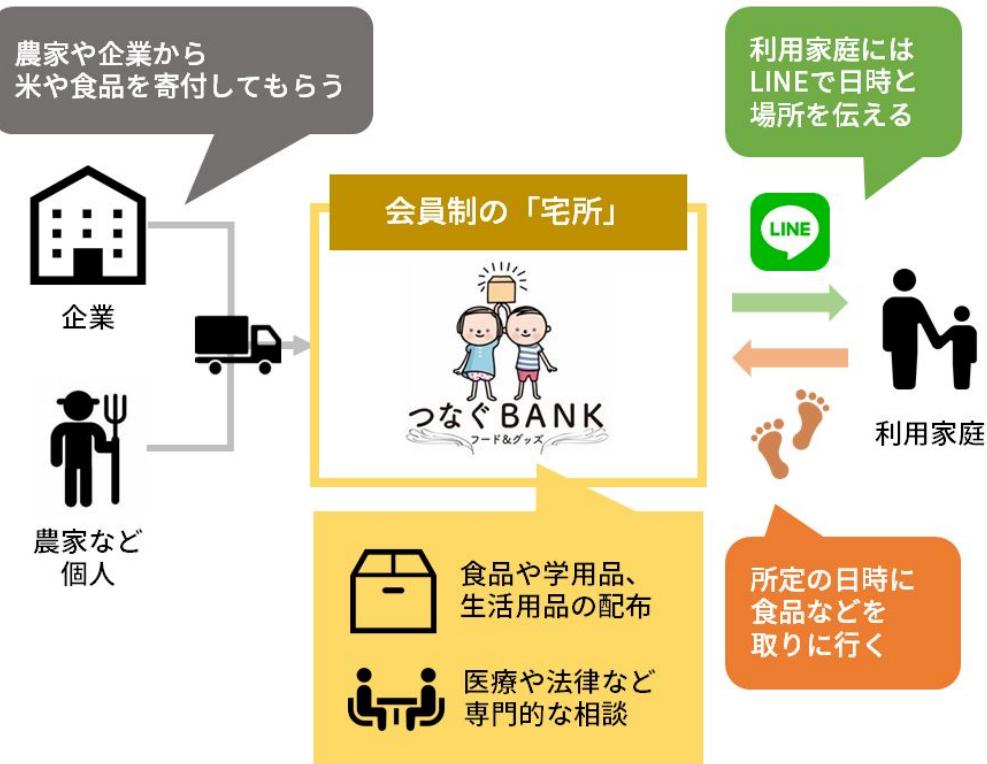
長崎県長崎市

約110世帯

集合型

※長崎では市中で坂が多いため、宅配型ではなく、あえて「周りに知らない場所(宅所)に取りに行く」集合型とした。

見えない支援を希望する 家庭に配慮



全国各地
こども宅食

毎回「食」にこだわらず、家庭のニーズに応じ学用品やマスクなどの衛生品を渡す事業も。これは家庭との関係構築の観点から重要(後述)



学習用品



農産物とレシピ



衛生品



加工食品や調味料



日用品



運動靴など

具体的にどのように関係性構築・見守りをしていくのか？

- **家庭訪問・手渡し**に関しては、
 - ・事業により対象家庭の状況はさまざまで、個々の状況と見守りの目的に応じて一般のボランティアから相談員・専門職まで役割分担して家庭を訪問している
 - ・「周囲に見られたくない」など家庭の立場にたった配慮や傾聴の姿勢は共通
- **対面以外の「オンライン」の接点も重要**
 - ・電話やメール以外にも、LINEを導入し日常的なやりとりや情報提供にも活用
- **居場所型の事業**では、以下のような施策を実施している。
 - ・託児をするなどして、場所に来た人が相談する機会を自然につくる

A町では、初回配送時に面談を実施。
ボランティアは担当制で**同じメンバーが家庭を訪問するように**している。

利用開始前に社協にて面談



「利用申し込みがあると最初にご家庭を訪問し、顔を合わせて話すようにしています。申し込みをしたということは、現状を変えようと一步踏み出した証拠で、それがとても良かったということも最初にご家庭と共有するようにしています。」

月1回の配送をボランティアが実施（担当制）



相談員やCWによる個別の声がけ



「食品は自然に渡すようにしている。ご近所など周りの目もあるかもしれないのに、自家用車でいく。目立たないように気をつけている」

配送時には明るく挨拶し、声を掛けるにしても「困っていることがあれば三股町社協に相談してください」といったコミュニケーション

家庭の状況や子どもの状況に応じて、そのとき必要な情報を渡したり、相談事があれば対面や電話・LINEで連絡をする

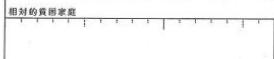
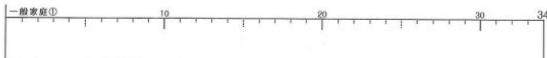
ボランティアに相対的貧困に関する研修なども実施



◆ 37歳の夫婦と中学1年生の子ども1人の核家族 ◆
「一ヶ月にかかる生活費(税金・社会保険料除く)を考えよう」

	一般家庭①	一般家庭②	相対的貧困家庭	困難ケース
住居				
光熱費				
食費				
衣類(はなし)				
教育・進学貯金				
娯楽・交際費				
通信				
交通(車)				
医療・生命保険				
貯金・その他				
合計	¥340,000			

- ・住居費は賃貸と仮定して算出／家電や家具、消耗品は年間総額を考えて1/2で割った数を住居費へ
- ・食費の中には家族でいく外食も含む
- ・衣類は日常的なもの以外にもスーパーや外出用のものバッグやアクセサリーも含みます
- ・教育進学貯金は習い事や塾、教材や学校諸費用、部活にかかる経費、学資保険も含む
- ・娯楽交際費として、家族旅行や帰省などの費用も年間総額を考えて1/2で割った数を含む
- ・交通で車を所持していると仮定した場合はローンの支払い、車検や保険なども月単位で計算



配送ボランティアに意識してもらっていることは、「悩みごとを無理に聞き出さない」「傾聴をする」など、**利用者目線に立ったコミュニケーション。**

社協からボランティアに伝えている留意事項

★秘密保持をお願いします。

周囲に困りごとを知られたくない、**サービスを利用していることを知られたくないなど、〇〇宅食を希望されているご家庭の思いは様々です。**それぞれのご家庭との信頼関係を築いていくために、配達する中で得たご家庭の情報などについては、秘密を厳守してくださるようお願いします。

★寄り添う支援をお願いします。

配達時には、担当していただくご家庭の保護者の方やお子さんと、コミュニケーションをとっていただければと思いますが、絶対にこれを聞かなければいけない、という決まりごとはありません。**困りごとや悩みごとを無理に聞き出すことはせず、まずは傾聴を実施して信頼関係を構築すること**を意識してください。

★気になることや相談事など、ぜひ社協にお伝えください。

情報バイインダーに訪問時の様子をご記入して頂ければと思います。担当するご家庭から相談されたこと、ご家庭の様子等で気になったこと、また配達ボランティアの活動自体に対する困りごとやご意見など、どんなことでも社協までご連絡ください。

要対協の登録児童が主の見守り強化事業では、受託団体(社協)などに対し研修を行う自治体もある。

講師: **子どもの貧困や虐待の対応・相談実績のある相談員**

(研修資料の一部抜粋)



強化事業での見守りの視点

今回の見守り支援

- ◎何を話せばよいのか
- 持ってきた食材の内容
- 次の食材等は何が良いか・天気・体調等
- そこから生活の話に入る

今回の見守り支援

- ◎保護者のどんなことを目視するのか
- 子どもに関する話に不自然なところがある
- 子どもの養育に拒否的で無関心
- 子どもの服装には無頓着だが、自分には気を使っている

今回の支援で大切な事

- この支援の目的は…
- 保護者がより良い子どもへの関り方を知り
- これまでの関りを少しでも改善し
- 子どもの生活が守られること

今回の見守り支援

- ◎何でも言わされたことをするのか
- 見守り支援は「食材等を渡す」をきっかけに
- 子どもの様子・家庭の様子を目視することが重要
- ※掃除や買い物等業務と違うことは行わない

相談支援の基本

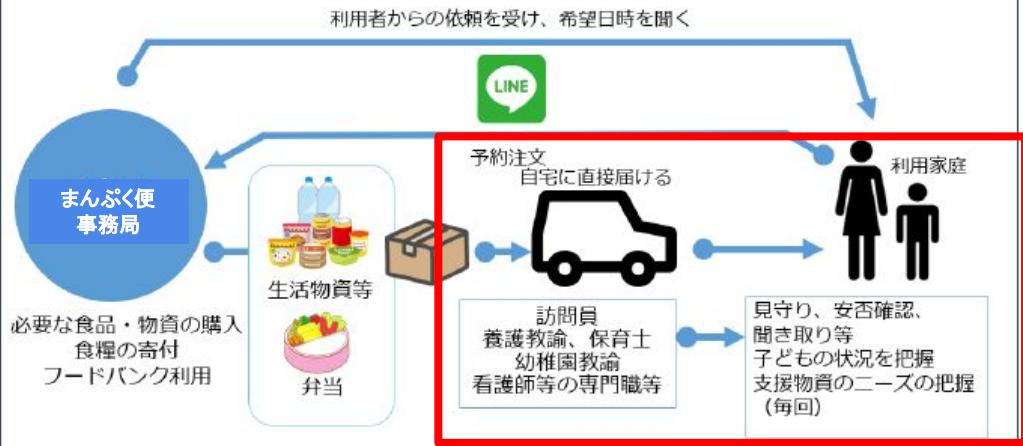
相談時の姿勢 ※初めての訪問

- ・どこまで聞いていいのか
- ・深刻な話になった場合、どう対応して良いのか
- ・自信がないと、聞くことに臆病になる

訪問員が手渡し時の自然な会話の中から、子どもの状況の把握や聞き取りを行う予定。遠方の児童や引きこもりのケースなど、タブレット導入によるオンライン見守りも計画中。

①自宅に届ける

食事・食糧等から提供までの流れ（届ける）



全国各地 こども宅食

LINEで積極的な情報発信を行っている。絵文字を活用する、事務的な文体を避けるなど、コミュニケーション上の工夫をしている。

イベントなどの 機会提供

【】1泊2日のグランピング特別招
待券を抽選でプレゼント】

こんにちは！こども宅食事務局です。
このたび、一般社団法人村上財団様からこども宅食ご利用家庭のみなさまに、1泊2日のグランピング(アメニティ付きのキャンプ)体験の特別招待券をご寄付いただきました！

場所は千葉県にある「農園リゾートTHE FARM」。

抽選で【10世帯】をご招待します！

参加をご希望される方は以下のフォームからご応募ください

▼特別招待券の概要
名前：グランピング1泊2日(夕朝食つき)体験
有効期限：2020年4月1日～11月30日

▼特別招待券に含まれているもの



イベントなどの 機会提供

【】1泊2日のグランピング特別招
待券を抽選でプレゼント】

こんにちは！こども宅食事務局です。
このたび、一般社団法人村上財団様からこども宅食ご利用家庭のみなさまに、1泊2日のグランピング(アメニティ付きのキャンプ)体験の特別招待券をご寄付いただきました！

場所は千葉県にある「農園リゾートTHE FARM」。

抽選で【10世帯】をご招待します！

参加をご希望される方は以下のフォームからご応募ください

▼特別招待券の概要
名前：グランピング1泊2日(夕朝食つき)体験
有効期限：2020年4月1日～11月30日

▼特別招待券に含まれているもの



LINE画面のスクリーンショット。左側のヘッダーには「お米プロジェクトA」と表示されています。

コロナ禍での情報提供

①お問い合わせ
お米プロジェクトA お問い合わせです。
9/23(水)

こんにちは😊
4連休の方もいらっしゃったと思いますが、楽しくお過ごしならされたでしょうか♪さて、新潟市より要請があり、臨時給付金についてあらためてお知らせします。
既に申請された方も多くいると思いますが、まだ申請されていない方がいらしたら、対象条件をご確認の上、申請をお願いします。また、ご質問があれば、新潟市こども家庭課へお電話してください。

【新潟市からのお知らせ】
ひとり親世帯臨時特別給付金についてのご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を1人で担うひとり親世帯を支援するために、給付金を支給しています。
対象者は以下の通りです。
①令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方
②公的年金等を受給しており 令和2年6月分の児童扶

7/10(金)

皆さんこんにちは😊
新潟県フードバンク協議会『子どもの未来応援プロジェクト』より新潟県内の「ハレ

その月の食品や 活動の紹介

みまたん宅食どうぞ便

炊飯器に材料をぜんぶ入れれば出来上がりの炊き込みご飯やチキンライスのレシピなどがのっていますよ。
ぜひ作ってみてくださいね 😊



保存 | 名前を付けて保存 | 転送 | Keep



来場と食品受取り:

- 様々なスタッフ・ボランティアが温かい雰囲気で声掛けをする
- 託児スペースやイベントなど、普段は忙しい親がリラックスできる工夫を

※コロナ感染対策のため現在は託児スペースなどは停止中。

大勢のボランティアが
休日に準備・運営してい
る様子が見える



クリスマスにはレゴやケーキを、
コロナが流行する時期はマスク…
家庭のニーズを考えて企画



相談がしやすい
ように会場に託児
スペースを設ける



よくある質問

- 民間団体による見守りの内容をどのように自治体に報告するか？

→【各地の報告フォーマット・チェックポイントを募集します】

第13号様式（13-2）

浜松市支援対象児童等見守り強化事業報告書
(令和 年 月期 No.)

担当者姓名
封筒記入欄
① 要支援：要保護児童 / ② 特定扶助 / ③ 以外の児童等
回数 ① 実施合計数 頁 ② 前回/平成回数 頁

内 容

実施年月 (曜日)	実施方法	支援内容	連絡事項	所属団体 担当者名
1 月 日 (曜日) 1 月 日 (曜日) 2 月 日 (曜日) 3 月 日 (曜日) 4 月 日 (曜日) 5 月 日 (曜日)	1 調査 2 調査以外 ①電話・メール ②会議会話 ③会議会話 ④その他()	1 状況把握 2 会事の経過 3 生活支援 4 生活指導支援		
1 月 日 (曜日) 2 月 日 (曜日) 3 月 日 (曜日) 4 月 日 (曜日) 5 月 日 (曜日)	1 調査 2 調査以外 ①電話・メール ②会議会話 ③会議会話 ④その他()	1 状況把握 2 会事の経過 3 生活支援 4 生活指導支援		
1 月 日 (曜日) 2 月 日 (曜日) 3 月 日 (曜日) 4 月 日 (曜日) 5 月 日 (曜日)	1 調査 2 調査以外 ①電話・メール ②会議会話 ③会議会話 ④その他()	1 状況把握 2 会事の経過 3 生活支援 4 生活指導支援		
1 月 日 (曜日) 2 月 日 (曜日) 3 月 日 (曜日) 4 月 日 (曜日) 5 月 日 (曜日)	1 調査 2 調査以外 ①電話・メール ②会議会話 ③会議会話 ④その他()	1 状況把握 2 会事の経過 3 生活支援 4 生活指導支援		

浜松市：支援対象児童等見守り強化事業について【公開】
月次実績報告書

https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kosodate/mimamori_kyoka.html

専門的支援へのつなぎで各地が工夫している点はなにか？

- 地域の「専門的支援のネットワーク」をつくる
 - ・すべてを「こども宅食」や「宅所」だけで対応しようとする
 - ・養育困難だけでなく、障害、就労、貸付、住宅、DV（法律）など広く対応
- 利用者目線・利用者の立場で事業設計（申し込み～関係性構築と同じ論点）
 - ・「忙しく平日昼間に窓口に行けない」「書類が多すぎて申し込みをあきらめる」などに対応しLINE相談や土日対応も（民間の強み）
 - ・託児をするなどして、場所に来た人が相談する機会を自然につくる
 - ・「いきなり専門的な相談は怖い」などの一般の人の気持ちに配慮

「こども宅食」の見守りで問題のあるケースを見つけた場合、
市町村の役所や社会福祉協議会で検討会議を実施し、専門支援につなげる。

役所

- ①福祉課
社会福祉係
児童福祉係

- ②高齢者支援課
包括支援センター

- ③町民保健課
健康管理センター

社会福祉協議会

- ①地域福祉係
- ②障害基幹センター
- ③生活支援コーディネーター
- ④コミュニティデザイナー
- ⑤どうぞ便コーディネーター

こども宅食が家庭との「つながり」を作り・維持しながら、 地域の支援団体がネットワークを作るイメージ

町役場(福祉課、高齢者
支援課)、保健師

こども宅食
(事務局:A町社会福祉協議会)

・福祉事務所
・社会福祉協議会の
他部署

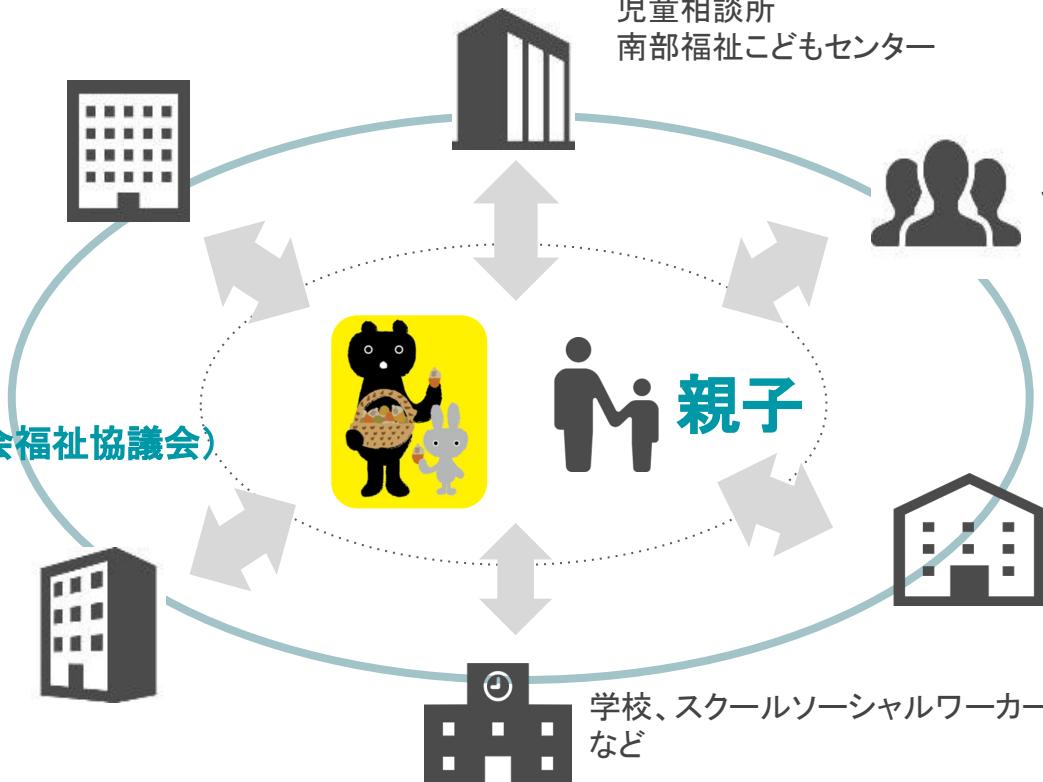
児童相談所
南部福祉こどもセンター

民生児童委員

親子

こども食堂
学習支援
地域のNPO
ボランティア

学校、スクールソーシャルワーカー
など



長崎事業の初回実績： 初回の宅所で世帯の3割から相談があった(約100世帯参加中)

2019年12月22日宅所 相談実績

相談 内訳	件数
心の悩み	9
歯	7
弁護士	3
貸付・国	4
貸付・長崎市	5
就労	1
その他	1
合計	30

相談ブースにボランティア参加：

- 長崎県ひとり親家庭等自立促進センター(社会福祉士、精神保健福祉士)
- 県や市の貸付窓口担当
- 歯科医師会
- 弁護士事務所
- 児童心理施設(臨床心理士、看護師など)
- ひとり親に向けた住宅相談窓口など

利用者目線・利用者の立場で事業設計：

- 託児あり+プライバシーに配慮したブース作り
- 普段行政窓口が閉まる**週末(土日)**で実施
- 食品提供の“ついでに”相談できる、という**相談への入りやすさ**の導線

相談ブース



※コロナ前の相談ブースがあったときの宅所の様子



コロナ状況下で正社員からパートになってくれと言われた親からの就労についての相談

(参考)専門家・相談員の方が考える「つなぐBANK」の意義

- 食品を受け取る ”ついでに” 相談もできる。ハードルがぐんと下がって気軽さが増すのは素晴らしい。
- 託児があるので、相談しようと思っていたお母さんにも、「お子さんが遊んでいるのでゆっくり話せますよ。どうですか？」と相談に促すことができた。「大丈夫ですか？ 困りごとはないですか？」と聞くより構えなくていい。
(意識的な援助要請がなくとも潜在的な困りごとを聞く機会になる。)
(以上、相談員としてボランティア参加している児童心理治療施設へのヒアリング)
- 普通の人は弁護士と話すのは緊張するが、つなぐBANKでのブースは ”ついでに” 相談できるところがよい。普通の相談とは違う雰囲気が作れたと思う。(相談員としてボランティア参加している弁護士のコメント)

方向性		社協による”出張る”総合支援	専門的支援へのつなぎ強化	民間活用で多数の家庭と接点創出	地域の多職種連携の強化
地域	場所	農業が盛んな九州 A町	西日本の中核市 B市	中部地方の中核市 C市	中国地方 D市
	人口	5万人以下 / 100km ²	50万人以下 / 400km ²	50万人以下 / 200km ²	20万人以下 / 300km ²
体制 座組み	事務局	社会福祉協議会 （社会福祉法人）		県ひとり親家庭等自立促進センター を運営する一般社団法人	
	その他の連携先	ボランティア、無料学習塾など		食品確保：企業・生協等 相談/支援：各専門家（一番下で詳述）	
事業 概要	対象条件	支援対象児童／自治体が見守りを必要と判断した子ども	支援対象児童／自治体が見守りを必要と判断した子ども	支援対象児童／自治体が見守りを必要と判断した子ども／生活保護世帯	支援対象児童／自治体・民間団体が見守りを必要と判断した家庭
	対象数	約70世帯	約50世帯	児童数 約200人 (世帯人数で720名程度) の計画	当初は50-60世帯を想定
	配送頻度・訪問員	社協スタッフ・ボランティアが月1回 宅食	相談員等が食品等を持参し、月1回 居宅を訪問	NPOのスタッフ・ボランティアが週1回 お弁当配達	クリニックの専門職・食堂スタッフが週1・2回 宅食+弁当の提供
	配送品	購入品+地元農家・企業等からの寄付（米や野菜・調味料など）	購入品+企業・生協等からの寄付（米・野菜・保存食品など）	地元飲食店などが準備したお弁当	購入品+地元農家・企業等からの米や野菜、および、弁当・食事
	その他の活動	生活習慣支援、子ども食堂、無料学習塾（週1回）	居場所型事業での専門的相談	—	生活習慣支援、学習室（週1回）
	予算規模	約500万円	約800万円	約2,000万円 (上限813万円×3団体)	約800万円
実施 方法	利用開始	町役場や保健師からチラシ配布。申込み後、社協相談員が顔合わせ。	行政・民間団体から各々つながっている家庭に利用意向を確認	行政から対象家庭に事業を案内。 家庭から行政に申し込み。	行政・民間団体から各々つながっている家庭に利用意向を確認
	関係性構築	毎月同じ訪問員が宅食を実施、徐々に挨拶・相談する関係に。	食品提供は訪問のきっかけや関係構築の手段の一つ	毎週子どもに手渡して配達。回数を重ねて信頼関係を築く。	宅食・食堂・学習支援などを対象家庭に合わせ柔軟に活用
	ICTの活用	申込み～普段のやり取りにLINE活用	LINEや電話でのやりとりや相談も可能	(LINEなどの活用を検討中)	LINEや電話でのやりとりや相談も可能
	支援へのつなぎ	町役場の 福祉課 社会福祉係・児童福祉係 、高齢者支援課、保健課等	自治体の他、弁護士・医師・相談員（精神保健福祉士）等の専門家	見守りの様子は行政に報告の上、緊急時には総合的な相談/支援を行う機関が対応	見守りの様子は行政に報告の上、必要に応じケース会議を実施。

個人情報について



よくある質問

- 民間団体との個人情報共有はどのようにすれば良いのか?
→いまのところ「要対協の構成員となる、守秘義務契約を締結する」という2つの手法が示されているだけ。

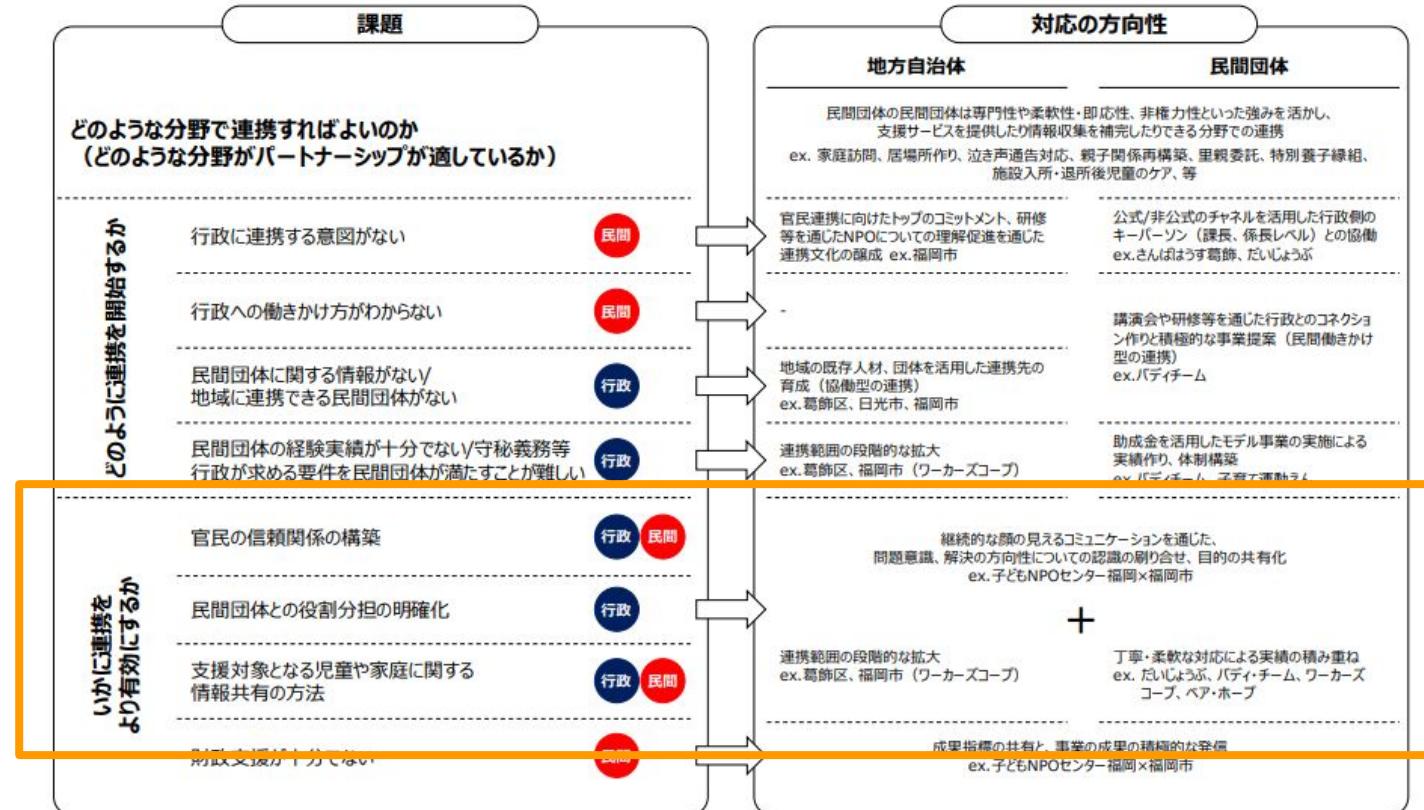
Q 事業実施にあたり、支援対象児童等の情報を民間団体に提供することは可能か。

A 民間団体等への情報の提供にあたっては、例えば、当該団体を要保護児童対策地域協議会の構成員とすること*や当該団体と協定等を締結するなどの方法により、守秘義務を課すことで、事業実施に必要な情報を提供することが可能と考えられます。

なお、実施要綱の7でもお示ししているとおり、事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはなりません。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様です。本事業を実施する市町村は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導する必要があります。

(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課「支援対象児童等見守り強化事業の実施に係る自治体向Q&Aについて」より)

国の調査：児童虐待防止に係る官民連携の課題のうち、官民の情報共有については「連携範囲の段階的な拡大」・「実績の積み重ね」が対応として示される



特に質問の多い①利用開始、②関係構築、③個人情報について 見守り強化事業の受託団体の事務局長に聞きました：



山本倫子氏

- ・ 長崎市版こども“宅所”
つなぐBANK事務局長
- ・ 長崎県ひとり親家庭等自立促進センターセンター長(※長崎県子どもの貧困総合相談窓口／長崎県にんしん SOS 相談窓口も新たに開設)
- ・ 一般社団法人ひとり親家庭福祉社会ながさき 事務局長
- ・ 元・長崎県社会福祉協議会勤務

——行政に拒否感のある家庭や関係構築が難しい家庭もいると思いますが、今回の見守り強化事業を開始するにあたり留意していることはなんですか？

保護者の受け入れ意志があることが非常に重要。必ず、「こういった支援をしますが受け入れできますか？」と確認し了承を得ること。

——これまでの支援の経験からその他に留意すべき点を教えてください。

民間が入ることで徐々に家庭と関係が構築でき、専門的支援につながりやすくなることが期待されますが、「無理は絶対に禁物」です。

「来てほしくない」という親に「支援を受けるべき」「訪問したい」等何度も詰め寄るのはいけない。親が「監視されている」と感じる。

——個人情報の取り扱いについてはどのような考えですか？

「行政側の持つ家庭の個人情報をどこまで委託業者に開示するか？」は行政がそれぞれの**家庭の状況や支援の内容・委託業者の役割や体制に応じ判断していく**。（要対協と同じレベルなのか、部分的なのか）